

「法と道徳」論（一）

—その批判的考察—

寿 田 竜 輔

一 は し が き

法と道徳の問題は、——田中耕太郎博士のいわれているように——「二千有余年このかた課題となつてゐる、古臭く伝統的にかつ常識的に根ざしているために概念的、形式的論理のみに興味を持つ学者乃至法学方法論を自己目的とする学者には排斥されあるいは敬遠されている、またそれが社会学的、経済的性質のものでなく、むしろ形而上学的、イデオロギー的な性質のものであるために、法実証主義者乃至唯物史観論者からは全然黙殺され、特別の問題として取扱われないテーマ」（「法律学概論」——三頁）ともいえるのであるが、陳腐で敬遠されるとはいえ、問題の重要性故に、法—道徳の問題は、わが国における殆んどすべての法学概論書ないし法哲学書において——繁簡の差はあれ——論じられており、また日本法哲学会も、その最近（一九五七年春）の会合において

「法と道徳」論

「法と道徳」論

このテーマをとりあげ、その年報（一九五七）『法と道徳』においてこれを特集しているといった状態であり、従って問題は既に論じつくされた観があるといえよう。

処が、最近筆者はたまたま法学を講ずる任務を与えられ、この問題について再考する機会にめぐまれたわけなのであるが、なんとしたことであろう——先輩諸兄の法および道徳に関して説く処をみるに、一昔前筆者が読聞した頃と同様、両者の差異については未だに、法の強制性に対する道徳の自律性といった彼のカント以来の法・道徳論が依然として通説の位置を占めているではないか。すなわち、その場合、強制を法の本質的要素とみるプリミティブな法概念と、個人主義的道徳論ないしは倫理学によって不当にでっちあげられた道徳概念とが、そのままのかたちで対置されているのである。しかしながら、このような法および道徳概念をもとにしてなされる両者の比較考察というものが、学問的にみて果して妥当なものといえるかどうかという点について筆者は大いに疑問をいだかざるを得ないのである。更にまた、法・道徳論のもう一つの或はそのより重要な半面ともいえる両者の関連についての説明をみても、その多くは表面的形式的なそれにとどまり、両者の積極的、必然的な関係が充分に示されていない憾みがあるのであって、それでは法—道徳の問題が法の本質に関するものとはいい得ないことともなるのである。

そのようなわけで、法—道徳の問題は——わが国においても——法の本質に関する問題として多くの学者によって論ぜられているにも拘らず、それは依然として未解決の状態にあるといわなければならないのであって、それは問題の複雑さ困難さによるともいえようが、結局は法学者の理論的思考的怠慢にその責任の大半が帰せらるべきではなからうかと思うのである。とにかく、このような問題の現状を前にして、筆者は同じく法学を研究す

るものとして義憤めいたものを感じざるを得ないのであって、その意味において、以下この問題に関するわが国の通説をいささか具体的に批判し、併せてこの問題に対する私見をも述べてみたいと思う。

二 通説の問題点

処で、少くとも現在のわが国における法および道德の——殊にその差異に関する説明の多くについていえることは、法を政治権力者による権力的強制（刑罰・強制執行など）をともなうことよって実現、強制される規範と解する一方、他方これと比較さるべき道德というものを人間個人が自己の良心によつて認める規範であり、従つてそれは強制によらず各人の自由な意志に基いて行われるものであると観念しているということである。つまり、法は強制によつて、道德は良心によつて実現されるというのが通説の確信する処なのである。⁽¹⁾

- (1) 例えば、尾高朝雄「法学概論」、「法哲学概論」、田中誠二「法学通論」。また田中周友「法学概論」、舟橋諄一・青山道夫編「法学概論」（菊地勇夫）、小林直樹「法理学」上も大体そのような考え方といえよう。峯村光郎「法学概論」、末川博・天野知夫「法学通論」、また道德に関して通説的立場をとるといえるものとしては、田中耕太郎「法律学概論」、「法と道德」、中川善之助・木村亀二編「法学概論」（木村亀二）、小野清一郎「法学概論」などがある。

勿論、法と道德の問題に関してはこのような通説的見解ばかりでなく種々異つた考え方があつたが、それらをいちいち批判する余裕はないので、ここではあまりにも通説的となつて右のような法・道德論に焦点をおいて

「法と道徳」論

これを理論的に検討してみたいと思う。

処でまず、法―道徳の問題を論ずる諸兄の殆んどすべてが法と比較対照さるべき道徳について、それは人間個人が自らの行動を律すべく自らの良心によって認めた規範であり、従ってその実践は強制によらず自発的になされるのであって、たとえ規範に違反した場合でも、自己の良心によって責められる以外には誰からも非難されることはないというように観念している点を問題にしてみよう。すなわち、道徳が自律の規範であるということ―道徳の自律性ということ、現在のわが国においては殊更にそれを取上げる必要もないような自明の事柄とされているようであるが、その点に問題はないであらうか。

で、それにはわれわれ人間の社会的行動というものを素直に観察してみることから始めなければならぬであろう。確かに、われわれ人間は自己の行動について他から拘束を受けることを好まない。殊に近代社会においては政治権力者による強制に対しては敏感に反撥するのが一般的傾向になって来ている。しかし、それにも拘らず、人間も社会的存在である以上、人間は自らの行動において完全に自由ではあり得ないといわなければならない。人間はたとえ政治権力による強制からは自由であり得ても、自己の社会的行動を誰からも拘束されなければならないわけにはいかないのである。というよりは、人間の行動というものは、それが社会的なものである限り、社会的要求によって―多かれ少かれ―拘束されているのが実情なのである。

然るに、西洋近世の倫理学説は人間の個人的な自由を希求するのあまり、そのような自由―殊に人間の意志ないしは良心の自由なものが可能であると考え、それにもとづいて人間が自らを律することこそ其の意味の道徳

であると説いたのであり、そのような道德説がそのままわが国にも輸入され、今日依然として通用しているというわけなのである。しかしながら、そのような道德説が社会的人間の現実にそぐわないものであるということには、考えてみれば直に判ることなのである。勿論、確かに人間個人の意志は——自然科学的必然論を用いたにせよ多種多様に発現し得るといふ意味において、それは自由な存在ということができようが、しかしそのように自由な人間の意志も、自己の社会的行動を方向づけ決定しなければならぬことになる。そう自由とはいえなくたって来るのではあるまいか。というわけは社会的行動の前提としての個人の意志というものは、彼と社会的関係にある他の人間の意志ないしは要求を無視できないからである。そうして然も、彼の行動への意志を拘束する彼以外の人間の要求——社会的要求こそが、ほかならぬ道德或は倫理と考へてしかるべきものではなからうかと思ふのである。そのことは、例えば「殺すなかれ」「盗むなかれ」というような道德規範が人間の自己自身に対する要求というよりは殺されたくない或は盗まれたくない彼以外の多くの人間が彼に向つてなす処の要求にほかならないことからも判るのではないかと思ふ。(勿論、彼自身も他の人間に対しては同様な要求を提出するのが普通であり、それが他二つの要求を混同する原因にもなっていると思ふのであるが。)従つて、社会的行動をおこなう人間はそのような社会的要求——道德の存在を認識し、一定の理由のもとにそれに従つて行動することを余儀なくされるだけなのである。それを、道德の自律性を主張する論者は、その場合の社会的要求をそのまま行為者が自己自身に對してなす要求というように考へて了つてゐるのである。すなわち、そこでは本来自己以外の社会的な要求である筈のものが自己自身の要求であるというように誤信されてゐるのである。とはいへ、このような道德説というものは、人間が彼の社会的行動について、更にはそれに先立つ意志決定においても必然

「法と道徳」論

的に社会的な制約を受けるといふ明白な事実に反する独断的な見解というほかないであろう。また、道徳自律説は人間の自己自身に対する規範的要求というようなものを考えているわけであるが、そもそも要求とか命令とかいうものは——フィクションとしてならばともかく——自分自らに対してはなし得ないとみる方が自然ではあるまいか。否、そればかりではない。道徳はその自律性の主張によってより高尚なものとなるところか、却ってそれはエゴ・セントリックな、反社会的反道徳的なものにまで墮落する危険すら含んでいるのである。

以上のことはまた、道徳自律説の元祖のように考えられている（？）彼のカントの確立した道徳の根本法則——人間の實踐理性の至上命令なるものを考え直してみても理解できると思う。すなわち、その根本法則は「汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行為せよ。」とっているのであるが、われわれはこの法則から、道徳というものは如何に個人的に深く掘下げていった場合でも、そこにはやはり普遍的立法の原理として妥当し得なければならないというような社会的な制約があるということを教えられるのではないだろうか。というよりは、人間は社会的な要求を自覚して、それに従う以外に自らは何もなし得ないわけであるから、カントの道徳法則は「普遍的立法の原理にしたがって行為せよ。」というのと殆ど変わらないのである。更についてみれば、カントのこの法則は人間の自己自身に対する命令というよりは、むしろ彼の属する社会からするものもろもろの要求によって自己の行動をコントロールされている人間の姿の如実な描写とさえいえるのである。

右のようなわけで、社会的存在としての人間の行動に対する制約というものはつねに社会的な、いいかえると彼の外部よりする要求によるものといつて差支えないのであって、従つて人間個人が自己自身を規律する規範とというような道徳は存在し得ないといわなければならないのである。實在する処の道徳とは決してそのようなもの

ではないのであって、それは規範一般がそうであるように——後述の如く——社会関係にある一方の人間が他方の人間に対してなすところの要求をその本質とするということ、——この点をなによりもまず注意しなければならないと思うのである。⁽⁸⁾

(2) この点、和辻哲郎博士がその著「人間の学としての倫理学」において倫理というものを個人の主観的な道德意識からはっきりと区別され、社会的なものとして観念されていることに注目すべきである。(なお、古川哲史編「倫理学」附章「わが国における倫理学の発展」参照。)

処が遺憾ながら、法—道德の問題を論ずる諸兄の殆どすべてが道德を自律的な規範と解して少しも怪しまないのであり、筆者としてはこの点に非常な疑問を感ずるのである。⁽⁹⁾

(3) テイマーシェフがその「法社会学」(川島・早川・石村訳)において、法と比較さるべき道德を自律的なものと考えるのは誤りであり、他律的なものであるとはっきり述べていることは注目すべきである。(第二篇第七章第三節)

それからつぎに、法・道德両者の差異に関する通説は——先に述べたように——法を道德から区別するメルクマールとして強制というものをもち出すわけであり、その意味ではそれは強制説と呼ぶことができると思うのであるが、そのような強制というものについてもここで反省して見る必要があると思う。

それというのは、強制という言葉それ自体は別にむずかしい意味をもつものではなく、それはひとにその意に反してもある行動を強いることなのであるが、問題はその強制という言葉が法ないしは法規範と関連して用いら

れる場合に必ずしも一義的に用いられているとはいえないからである。すなわち、強制説論者のいう強制とは——一方において——法規範違反者に対して科せられる刑罰や強制執行のような制裁を意味しているのである。そうして、規範違反者に科せられるこのような制裁は、それ自体その者に対して意に反する行動を強制するという意味において強制を呼ぶこともできよう。それから又、強制という言葉は——他方では——法規範というものがいまいったような意味における強制、すなわち違反者に対する制裁を伴うことによってひとに規範的要求にかなった行動を強いるという事実を示すべく用いられていることである。そうして、その場合における規範的行動というものは、規範そのものに対する関係からすれば、それはまさに強制されるという言葉にふさわしいものということができるのである。

とにかく、このように、通説は法を特色づけるために強制という言葉を二つの意味で使用していることに注意しなければならないと思うのであるが、論者自身は必ずしもはっきりとこれらを区別していないようであり、或るものは二つの意味の強制を同時に、また或るものはそのうちの一つをとるように漠然と用いているのが実情である。とはいえ、法規範違反者に対する制裁としての強制と、それからそのような制裁を伴うことによって規範的行動が強制されるということ——この二つの意味における強制は、法を道徳と比較対照するに際してははっきりと区別してかからなければならないであろう。何故ならば、どちらの意味の法的強制かによって、それに対応する道徳の特色も異らざるを得ないからである。

処で更に、それぞれの意味における強制が法を道徳から区別するためのメルクマールとして適当なものであるかどうかという点を検討してみることにしよう。まず、法規範違反に対する制裁としての強制であるが、法規範

の場合に限らず、規範というものが一般に社会関係にある一方の人間の他方の人間に対する要求と解せる以上、相手方が要求通り行動しなかった場合には、要求者の側になんらかの反応が生ずるといふことは容易に理解できる事実であろう。勿論その場合にみられる反応というものは、要求者の単なる心理的不快感にとどまる場合もあれば、更には彼の積極的な報復行動にまでいたる場合もあるであろうが。処で、法規範違反者に対して加えられる制裁も、その意味では法規範の規律主体の規範的要求に従わなかった者に対する規範主体からの反応にほかならないわけである。確かに、法規範違反の場合にみられる反応すなわち制裁は違反者に対しての刑罰、強制執行というような独特のものである。それにこれらの法的制裁は強力且つ積極的なものであるだけに素人目にも印象的なようである。

しかしながら、それでは、このような法規範と比較さるべき道徳規範の場合、その違反に対してならんらの社会的反応もおこらないであろうか。その場合、違反者は自己の良心の苛責以外にはほかの誰からも責められることはないというように説くものもある。が、そのような所説は道徳を個人の良心が認めたものと觀念する立場——道徳自律説からすれば当然の帰結かもしれないが、前述のように——道徳規範というものが人間個人に対する社会的な要求すなわち他律的なものだとするならば、いわゆる良心の苛責なるものを直ちに道徳違反の場合の反応と考えるのは当たらないといわなければならないであろう。

そればかりではない。多くの論者が気がついているように（峯村前掲書、末川・天野前掲書。また、田中（周）、菊地、小林前掲書参照。）道徳にも道徳特有の反応が規範違反に対して生ずるのである。そのことは、道徳も他律的な要求であるからには不思議はないわけであるが、ただその場合の反応が法規範違反の場合とはいささか異なるわけである。すなわち、それは社会

の道徳的非難というようなかたちをとるといわれる。また、それは法的強制が物理的なそれであるのに対して心理的な強制であるとされる。確かに道徳規範違反者に対する社会的な反応は法的制裁のように必ずしもはっきりとしたかたちをとらないし、社会的非難のようなものにとどまる場合も多いことは事実である。しかしながら、つねにそれが単なる非難におわるわけのものでもないということに注意すべきである。すなわち、それに続いて道徳違反者はいろいろなかたちで社会から追放を受けるということを忘れてはならないのである。そうして、それは刑罰のように積極的かたちはとらないけれども、そうかといって、それは決して無力なもの、強力でないものとはいえないと思う。いってみれば、刑罰受けること自体よりも、世間の人々から前科者扱いされることの方が、——考えようによっては、否、實際的にいって——そのものにとって余程恐いのである。しかも、そのような社会からの閉出しというのは、法的制裁のようにはっきりしたかたちをとらないだけにかえて重苦しく感じられることであろう。（なお、いわゆる良心の苛責とはそのような社会的制裁を恐れる道徳違反者の心理状態にほかならないと思うのである。）

右のようなわけで、規範違反に対する社会的な反応ないしは制裁という観点から法・道徳両規範を比較した場合、両者の間にかんがりの差異がみとめられることは確かであるが、それかといって——通説のように——法的強制即制裁にのみ目を奪われ、道徳的制裁の実態の考察をおろそかにしたり、それを過小評価したりすることは学問的にいって妥当ではあるまい。なおまた、規範違反に対する制裁を具体的に検討するならば、法的制裁を物理的強制、道徳的制裁を心理的強制というように表現し切れるかどうかも疑問であろう。何故ならば、法的制裁についても規範違反者に対する心理的効果のみを狙う場合がしばしばみられるからである。（例えば、法廷におい

て違法有罪の宣告はあっても刑罰の執行が猶予される場合など。）

以上要するに、規範違反に対する制裁の意味における強制という点では、——道德自律説の立場にでも立たない限り、——法・道德両者の間にみられる相違というものは相対的なものであるということを十分に注意しなければならぬ。

処で次に、通説が法を特色づけるために用いている強制という言葉のもう一つの意味、すなわち規範の実現が強制せざるといふ点はどうであろうか。すなわち、通説は法は強制によって行われるが、道德は強制によらず各人の良心によって行われると説明しているのであるか、この点に問題はないであろうか。なお、その場合、法・道德兩規範の差異は、それぞれの要求する規範的行動が行為者のどのような心理的状况を媒介として——いいかえると、如何なる動機によって行われるかという点から論じられているのであり、またそうでなければならぬ。法を権力的強制——制裁の意味での——をとまなう規範であるとしながら、これに対する道德を良心によって行われる規範として特色づけるようなことがあれば、それは二つの物体を比較するにあたって一方の長さに他方の重さを以ってするようなもので、到底兩規範の学問的な比較とはいえないからである。

それはとにかく、法は強制によって行われる、——すなわち法規範が要求する行動というものは、それに違反した場合に加えられるであろう制裁を行為者が恐れるが故に実現されるという説明には別に問題はなからう。そのとおりである。法規範の規律主体が規範違反者に対して敢えて制裁を加えるのも、そのことを充分予期したうえでのことだからである。

それよりも問題なのは、そのような法に対して、道德は強制によらず各人の良心によって自主的、自発的に行

われる点で異なるという説明である。すなわち、もし道徳を個人が自ら認め自らおこなう規範と解することができるならば、その場合には道徳的実践は強制によらないといいきることも可能であろう。しかしながら、道徳というものは、——前述のように——そのような自律的な規範ではなくて、法規範同様、それは他律的社会的な要求にほかならないのである。従って、そのようなものとしての道徳規範の実践にあたっては、行為者は道徳違反の結果自らに及ぶであろうところの社会的な反応を顧慮せずにはおれない筈である。そうだとすれば、彼の道徳的行動というものは決して自発的自律的なものとはいえず、そこにはやはり強制という要素が存在するといわなければならないであろう。

従って、道徳は良心によって行われるという場合の良心とは、行為者が道徳規範の存在を認識し、規範違反の場合におこるであろう社会的反応を予測して、その実践を決意するに至る彼の心理的プロセスと解するほかないのである。逆に、道徳的行動に先立つ行為者の心理的状況ないしは意志決定こそが、道徳規範の規律主体からみて良心と呼べるべきものなのである。処で、そのような規範的行動の前提としての心理状況というものは、強制によって行われるといわれる法規範の実践の場合にもやはり存在するといわなければならないであって（いわゆる遵法精神がそれ）、その意味では法・道徳両規範の実践の態様は本質的には異らないわけなのである。ただ異なるのは、それぞれの場合において、規範的行動を強いられるに先立って、行為者が認識ないし顧慮する規範それ自体および規範違反に対する制裁が法的なものであるか道徳的なものであるかという点だけなのである。このように考えると、法・道徳両者の差異を両規範の実践の場合における行為者の心理的状況という観点からのみ論ずるということは、両規範の差異の決定的な説明とはなり得ないということが判るであろう。⁴⁾

(4) 処が、或る規範がその違反に対する社会的反応への顧慮からではなく、それが善いから行わるべきだという信念すなわち良心によって行われる場合にそれは道徳であるとする見解がある。(川島武宜「近代社会と法」第二章「法と道徳」特に三一頁以下参照)しかしながら、規範が純粹にそのような動機からのみ行われるというようなことは現実には考えられないばかりでなく、逆に道徳といわれるような特殊な規範であるからこそ、その実践にあたって善いから行わるべきだというような義務意識をしばしば伴うのではないかと思う。とにかく、実践者の良心なるものは、道徳規範の存在を前提としてはじめて考えられるといわなければならないのである。

要するに、法・道徳両者の差異に関する通説は、以上のような意味における強制による法の特色づけという点でも妥当なものとはいえないと思うのである。

以上述べたように、法・道徳両者の差異についての通説ともいうべき強制説は、——その多くが道徳自律説の立場をとっていることも相俟って——制裁としての法的強制ないしはそれによる規範的強制的実現ということとを道徳に対して不当に強調する嫌いがあるのであるが、そのためにまた、通説は両規範の比較にあたって規範的制裁にのみ注目して、規範そのものの考察を等閑視するというより重大な欠陥を伴うことにもなるのである。

すなわち、規範と強制即制裁との関係というものを考えてみるに、規範は社会関係にある一方の人間が他方の人間に対して提出する要求ないし命令といえるものであり、それに対して規範的強制というものは、そのような要求に従わないものに対して要求者が加える制裁にほかならないわけである。従って、規範的制裁というものは規範の存在を前提としてはじめて考えられるものであって、規範それ自身とは一応別個のものといわれなければならないのである。それはたとえてみれば物体とその反応といった関係のものなのである。われわれは川の流れに

逆えば押流され、電気に触れば感電する、また酒を飲めば酩酊するという事実を知っているが、規範と強制制裁との関係というのは、その場合の流れと抵抗、電流と感電、酒と酩酊とのそれに比せらるべきものということができる。

処で、物体の反応に注目するということは学問研究の最初の段階としては当然のことであるが、それに続いて物体が何故にそのような反応を呈するのかという物体そのものより本質的な考察が是非とも必要とされるのである。更に、二つの物体の比較にあたってそのような考慮が必要なわけであるが、それを忘れて両者の反応の差異にのみ目を奪われ、そのような反応のちがいをもたらす処の両者の本質的な差異の追求を怠ったとするならば、物体のそのような比較研究は学問的には価値の少ないものとなるであろう。例えば、同じく酩酊飲料であってもウイスキーとビールとは、それを飲んだ場合に酩酊の度合が異なるわけであるが、それは結局両者のアルコール含有量のちがいがから来るというように説明してはじめて学問的な説明といえるのである。それと同様に、法・道徳両規範を比較する場合においても、単に規範違反者に対する制裁の差異を指摘するにとどまらず、更にそのような差異をもたらす両者のより本質的な、つまり規範そのものの差異にまで論及するのでなければ、学問的にいってそれは充分な比較研究とはいえないと思うのである。従って、そのような意味において、法・道徳両者の差異を論ずるにあたって規範そのものよりは強制制裁に注目する処の通説、すなわち強制説は根本的な欠陥を含んでいるといわなければならないのである。

以上述べて来たように、法―道徳の問題に関する通説ともいふべき強制説、およびその前提としての道徳自律

規範説に対して筆者としては大小種々の疑問を禁じ得ないのであるが、それでは、法と比較対照さるべき道徳とは積極的にはどのような規範であるのか、また両者の差異は学問的本質的には如何なる点に求められなければならないのか——これらの点について、以下に私見を述べてみたいと思う。

三 私 見

(一) 規範考察の方法

まず、法および道徳がそれぞれ如何なる特色を有する規範であるかを考察するに先立って、規範というものが一般にどのようなものであるか、またそれはどのような観点から考察されなければならないかという点について簡単に述べておこう。

規範が如何なるものであるかという点については、既に何度か述べて来た筈であるが、要するにそれは社会関係にある一方の人間が他方の人間に対して提出する処の要求にほかならないわけである。従って、規範というのが一般に有する処のこのような性格を充分に顧慮せずに規範の考察をおこなうときは、その考察は形式的なものとならざるを得ないし、またまがりまちがえば規範の本質的な特色を把握し得ない結果ともなるということは何よりもまず注意しなければならないのである。⁶⁾

(5) 規範は一般に事実ないしは自然法則に対して当為の法則というように形式的に理解されているようであるが(例えば新法律学辞典(有斐閣)、規範の項参照)、そのような説明は規範の社会的性格を充分に把握したものとはいえないであ

ろう。社会学的な考察が必要な所以である。なお、規範の社会学的な説明としては、川島武宜「法社会学」上三一頁以下参照。

従って、そのようなものとしての規範についてまず第一に注目すべき事柄は、誰が誰に対してなすところの要求かという点であろう。殊に、当該規範の規律主体すなわち規範的要求者の社会的立場ないしは性格がどのようなものであるかという点の究明が、規範の考察にあたってもつとも肝要といわなければならないのである。何故ならば、規範的要求者の性格如何が——後述のように——該規範の他のすべての特色をもたらすと考えられるからである。

それはさておき、人間の社会的な要求である規範は、——それが要求であるが故に——相手方がその要求に応じなかった場合に、要求者の側からする種種の反応がみられるということも既に述べた。(なお、川島「法社会学」参照) 故、規範違反者に対する規範主体の反応は、規範そのものとはいえないにしても、規範と密接な関係にあるものであって、従ってそれは規範の考察に際して充分に考慮すべき点といえよう。とはいえ、規範違反に際しての反応の態様やその程度は、結局の処、規範主体の社会的性格、ないしはそのもつ社会的な力によって決まって来るということ忘れてはならないのである。

更にまた、規範というものは、それに違反した者に対する反応を伴うことによって、自らの要求を実現するものである。すなわち、規範的要求を受けたものは、そのような反応を顧慮するが故にその要求にしたがうのである。その結果として社会的な秩序がもたらされるわけなのである。従って、その場合の服従者の行動というものは、多かれ少かれ予測される反応によって強いられたものといえるのであるが、ただ或る規範が行為者の如何な

る心理的プロセスを媒介として実現されるのかという点の究明も規範の考察をより豊富なものとするためには欠かせないであろう。

社会的な存在としての規範は、右のようにいろいろな観点から考察することが可能なのであるが、それにも拘らず——はじめにも述べたように——規範考察の場合、その重点は何よりも規範それ自体の考察におかれなければならぬのであって、それは規範違反者に対する社会的反応も、或は規範服従者の心理的状况も、結局は規範そのものの性格によって特色づけられるといえるからである。そこで、以上のような方法的反省のもとに法・道徳兩規範を考察してみることにはしたい。

(未完)